

2020年7月8日

学生の皆さん

大阪女学院大学
大阪女学院短期大学
教務・学生課

第2回目「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに国が日本学生支援機構を通して行う学生支援緊急給付金給付事業が創設されました。

これは、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定されることから、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金が支給される事業です。

【申請方法】

申請を希望する方は以下の手引きを熟読のうえ、必要書類を提出ください。

・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）

参考（文部科学省ウェブサイト）

【申請書類】

【様式 1】学生支援緊急給付金申請書

【様式 2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

【大阪女学院様式】学生支援緊急給付金申請についての確認事項等

【申請期限】（大学受付期限）

第1回目申請期限：2020年7月17日（金）必着

※第1回目で推薦され、給付金を受け取られた方は第2回目の申請はできません。

※第1回目に申請され、推薦を受けることができなかった方は前回ご提出いただいた書類で再度選考を行いますので申請書類の再提出は不要です。

申請内容に変更がある方のみ、期日までに教務・学生課にご連絡ください。

【送付先】：※申請書類は郵送により提出してください。

〒540-0004 大阪府大阪市中央区玉造 2-26-54

大阪女学院大学 大阪女学院短期大学 教務・学生課

「学生支援緊急給付金」担当者宛

注意

・本奨学金は、大学ごとに推薦枠（推薦人数）があり、条件等を満たしていても受けていただけない場合があります

・万が一、虚偽申請があった場合は、推薦の対象外とし、受給したものについては返金を求められることとなります。

・新たな情報については、本学ホームページにてお知らせをいたします。

【本件のお問い合わせ】 教務・学生課 奨学金担当 (email: shogakukin@wilmina.ac.jp)

メールでのお問い合わせの際は件名に「学びの継続」と記載してください。